

上山市告示第74号

令和8年度上山市中心商店街等賑わい創出支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年3月25日

上山市長 山本幸靖

令和8年度上山市中心商店街等賑わい創出支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、中心市街地等で商工業の賑わいを創出するため、上山市商工会等が実施する事業に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、上山市補助金等の交付並びに適正化に関する規則（昭和37年規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 補助金交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 上山市商工会（以下「商工会」という。）
- (2) 市内商工関係団体、市内特定非営利活動法人、任意組織（代表者が市内事業者の組織に限る。）又はそれらの連名（以下「商工関係団体等」という。）

(補助対象事業)

第3条 補助金交付の対象となる事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 商工会が中心商店街等で実施する商工業の賑わい創出のために行う次号の表に掲げる事業
- (2) 商工関係団体等が市内で実施する商工業の賑わい創出のために行う次の表に掲げる事業

補助事業の区分	事業内容
中心商店街（市内）集客力向上イベント事業	商業祭・定期市、中元・歳末セール、大売出し、スタンプリー、抽選会及び景品提供、消費喚起キャンペーン等
中心商店街（市内）活性化事業	商店街ツアー、まちゼミ、地域資源を活用した活動及び地域と密着した活動等

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象とならない。

- (1) 補助金の交付決定の日より前に着手した事業
- (2) 上山市の他の制度の補助金等を受けている、又は受ける予定の事業
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (4) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者その他の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団を利用するおそれがあると認められるもの
- (5) 法人でその役員のうち第3号又は前号に該当する者があるもの

(補助対象経費)

第4条 補助金交付の対象となる経費は、次に掲げる経費とする。

- (1) 広告宣伝費
- (2) 会場設営費
- (3) イベント運営費
- (4) 事務費
- (5) その他市長が特に必要と認めた経費
(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる額とし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

- (1) 商工会が実施する事業について、補助対象経費の2分の1以下の額（事業内容ごとに算出した補助金額を合算するものとする。）又は1,250,000円のいずれか低い額
- (2) 商工関係団体等が実施する事業について、補助対象経費の2分の1以下の額又は300,000円のいずれか低い額
- (3) 5者以上で構成される商工関係団体等が年3回以上実施する事業について、補助対象経費の2分の1以下の額又は1,500,000円のいずれか低い額
(補助金交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、補助金交付申請書に次に掲げる書類を添付し、市長が別に定める日まで市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第1号）
- (2) 収支予算書（様式第2号）
- (3) 事業概要書（様式第3号）
- (4) 対象経費の項目、数量、金額等が分かる積算内訳書（様式任意）
- (5) 口座通帳の写し（片仮名名義及び口座番号が記載された箇所）
- (6) その他市長が必要と認めた書類

(交付の条件)

第7条 規則第9条第1項第2号に定める軽微な変更とは、事業期間の変更及び事業費の20パーセント以内の増減の変更をいう。

2 補助金交付申請者は、規則第9条第1項の規定により、市長の承認を受けようとするときは、事業計画変更等承認申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 補助金交付の決定を受けた補助金交付申請者（以下「補助金交付決定申請者」という。）は、補助事業が完了したときは、補助事業実績報告書に次に掲げる書類を添付し、補助事業の完了後15日を経過する日又は令和9年4月10日のいずれか早い日まで市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第1号）
- (2) 収支決算書（様式第2号）
- (3) 事業実施によって得られた集客数、事業効果等の実績を示した報告書類（様式任意）
- (4) 領収書等支払いを証する書類
- (5) チラシ、ポスター、会場写真など補助事業の成果品
- (6) その他市長が必要と認めた書類

(補助金の概算払)

第9条 市長は、必要と認めたときは、補助金の概算払をすることができる。

2 補助金交付決定申請者は、概算払を受けようとするときは、補助金概算払請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第10条 市長は、補助金交付決定申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定後、補助金の交付要件を満たしていない事由が生じたとき。
- (3) その他前2号に準じるものとして市長が補助金の交付を適当でないと認めるとき。

(補助金に係る経理)

第11条 補助金交付決定申請者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を当該補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。